

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 高等専門学校の目的

##### (1) 観点ごとの分析

**観点 1-1-①：** 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校は、1897年大島郡立海員学校として設立されて以来117年の歴史の中で、「海洋に育まれる心豊かでたくましい海運技術者並びに創造性豊かな工業技術者の育成をめざす」という教育理念のもと、

1. 豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する。

2. 協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する。

3. 探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創造できる能力を育成する。

の3カ条を教育目標として掲げている。学校の全構成員に周知させるため、これらの教育目標は、学校概要、シラバス、学生ハンドブック等の刊行物、学校HPさらに教職員の身分証明書の裏面に印刷し、常に参照できるようにしている。(資料1-1-①-1)

この教育目標に基づく養成すべき人物像「我が国のものづくりの技術基盤を支え、質の高い専門能力を有し、創造性に富み、国際感覚を身につけた視野の広い実践的技術者を養成する。」を達成するための目標として、準学士課程・専攻科課程それぞれにおいて学科別教育目標を定めている。(資料1-1-①-2)

また、上記教育理念・目標等は、学校教育法第115条に定められた高等専門学校の目的である「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」を踏まえ制定している。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、教育理念・目標等を明確に定めており、これらは学校教育法に掲げる「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養成する」という目的に基づいている。

以上のことから、本校の教育目的は学校教育法に規定された目的に適合する。

**観点 1-2-①：** 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

(観点に係る状況)

本校では、教育目標を学校の構成員に周知するため、学校概要、学校HPに掲載している。教職員に対しては、身分証明書の裏面に印刷し常に参照できるようにしており、学生に対しては、学生ハンドブックおよびシラバスに教育目標を記載し、周知をはかっている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育目標を周知するため、教育目標の掲示、学校HPへの掲載、学校概要、学生ハンドブック等への掲載、さらに教職員の身分証明書への記載を行っていることから、十分な周知がはかられているといえる。

**観点 1-2-②：** 目的が、社会に広く公表されているか。

(観点に係る状況)

本校のウェブサイトでは、教育理念、教育目標、養成すべき人材、学科別教育目標を公開し、社会に広く公表している。オープンキャンパス、入試説明会等では、教育目標が掲載された学校案内を配布し、地元企業の交流の場である大島商船地域連携交流会総会においては、教育目標が掲載された学校概要を配布している。

(分析結果とその根拠理由)

本校の学習・教育目標等を、ウェブサイトに掲載し、学校案内、学校概要を関係先に配布することで、社会に対して広く公表している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・教職員に対する教育目標の周知に関して、身分証明書の裏面に記載することで、常に教育目標を確認、参照できるようになっている。

(改善を要する点)

該当なし

## (3) 基準 1 の自己評価の概要

本校では、設立以来の教育理念のもとに3カ条の教育目標を定め、養成すべき人材を示し、さらに学科ごとの教育目標を打ち立てている。これらは、学生が本校において学習する際の具体的な指針となっている。

またこれらの理念・目標等は学校教育法に掲げる「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養成する」という目的に基づいている。

教職員・学生に対しては、身分証明書、学生ハンドブック、学校概要、学校HP等への記載と配布により周知しており、広く社会に対しては、学校HP、学校概要等への記載と配布を通じ周知している。